富士見市公共下水道　（第２期）下水道ストックマネジメント計画（第１回変更）

富士見市建設部下水道課
策定　令和７年２月
（第１回）改定　令和８年 ２月

①ストックマネジメント実施の基本方針

富士見市では昭和 57 年度に供用開始し、令和５年度末時点で管渠延長 387km(汚水・雨水)、マンホールポンプ場 32 箇所、雨水ポンプ場１箇所のストックを有しており、次に示す基本方針で保全を行う。

【状態監視保全】 … 機能発揮上、重要な施設であり、調査により劣化状況の把握が可能である施設を対象とする。

※状態監視保全とは、「施設・設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法」をいう。

【時間計画保全】 … 機能発揮上、重要な施設であるが、劣化状況の把握が困難な施設を対象とする。

※時間計画保全とは、「施設・設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により対策を行う管理方法」をいう。

【事 後 保 全】 … 機能上、特に重要でない施設を対象とする。

※事後保全とは、「施設・設備の異状の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法」をいう。

備考）ストックマネジメントの実施に当たっての、施設管理区分の設定方針を記載する。

②施設の管理区分の設定

1）状態監視保全施設

【管路施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
・管渠（自然流下管） ・マンホール本体 ・マンホールふた	点検：5～40 年に 1 度 （施設の重要度等に応じて） 調査：点検で異常が発見された場合	管渠：緊急度Ⅰ又は緊急度Ⅱのうち汚水幹線及び主要幹線道路(県道、市内幹線道路)に布設されている施設に対して改築を実施 ﾏﾝﾎｰﾙ本体：健全度Ⅳ以上で改築を実施 ﾏﾝﾎｰﾙふた：健全度 1 で改築を実施	一般環境下
・管渠（自然流下管） ・マンホール本体 ・マンホールふた	点検：5 年に 1 度 調査：点検で異常が発見された場合	管渠：緊急度Ⅰ又は緊急度Ⅱのうち汚水幹線及び主要幹線道路(県道、市内幹線道路)に布設されている施設に対して改築を実施 ﾏﾝﾎｰﾙ本体：健全度Ⅳ以上で改築を実施 ﾏﾝﾎｰﾙふた：健全度 1 で改築を実施	腐食環境下

【ポンプ場施設】

施設名称	点検・調査頻度	改築の判断基準	備考
雨水ポンプ設備	8～10 年に 1 度	診断結果が健全度 2 以下で改築実施	分解調査
躯体	25 年に 1 度	診断結果が健全度 2 以下で改築実施	目視調査・コア採取・はつり調査
建具(外部)	10 年に 1 度	診断結果が健全度 2 以下で改築実施	目視調査
機械設備（状態監視）	10～20 年に 1 度	診断結果が健全度 2 以下で改築実施	分解点検調査

2）**時間計画保全施設**

【管路施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
管渠	標準耐用年数×1.5	圧送管

【ポンプ場施設】

施設名称	目標耐用年数	備考
電気計装設備	標準耐用年数×1.5	
消火災害防止設備	標準耐用年数×1.5	
屋根防水設備	標準耐用年数×1.5	

備考）施設名称を「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日　国水下事第 67 号　下水道事業課長通知)」の別表に基づき記載する場合にあっては、大分類、中分類、小分類のいずれで記載してもよい。

3）**主要な施設の管理区分を事後保全とする場合の理由**

【管渠施設】　…　該当なし

【雨水ポンプ施設】　…　該当なし

③改築実施計画

1）計画期間

令和　7　年度　～　令和　11　年度

2）個別施設の改築計画

【管路施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
処理区・排水区・の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	布設年度	供用年数	対象箇所	概算費用（百万円）	備考
江川第４処理分区⑤	汚水	管渠	1972～1977	48～53	1,137m	184.5	
江川第４処理分区⑤	汚水	マンホール蓋	1972～1977	48～53	15 箇所	2.7	
江川第４処理分区⑥	汚水	管渠	1973～1989	36～52	669m	105.1	①
江川第４処理分区⑦	汚水	管渠	1972～1987	38～53	906m	149.3	①
江川第４処理分区⑦	汚水	マンホール蓋	1972～1987	38～53	7 箇所	1.1	
江川第４処理分区⑨	汚水	管渠	1972～1979	46～53	997m	163.7	
江川第４処理分区⑨	汚水	マンホール蓋	1972～1979	46～53	49 箇所	9.8	
合計						616.2	

【ポンプ場施設】

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
ﾎﾟﾝﾌﾟ場等の名称	合流・汚水・雨水の別	対象施設	設置年度	供用年数	施設能力	費用（百万円）	備考
別所雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	雨水	防水	1994	30	―	15.4	
別所雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	雨水	監視制御設備	1995	29	―	51.6	
別所雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	雨水	負荷設備	1995	29	―	14.2	
別所雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	雨水	受変電設備	1995	29	―	39.0	
別所雨水ﾎﾟﾝﾌﾟ場	雨水	自家発電設備	1995	29	―	76.6	
合計						196.8	

（基準年度：2024 年度）

備考 1）改築を実施する施設のうち、② 1)において状態監視保全施設もしくは時間計画保全施設に分類したものを記載する。

備考 2）対象施設には、改築を行う部位、設備名称を記載する。記載にあたっては、「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日　国水下事第 67 号　下水道事業課長通知)」別表の中分類もしくは小分類を参考とする。

備考 3)「下水道施設の改築について（令和 4 年 4 月 1 日　国水下事第 67 号　下水道事業課長通知)」別表に定める年数を経過していない施設については、備考欄において、同通知に定める「特殊な環境により機能維持が困難となった場合等」の内容について、以下の該当する番号及び概要を記載する。

① 塩害など避けられない自然条件あるいは著しい腐食の発生など計画段階では想定しえない特殊な環境条件により機能維持が困難となった場合
② 施設の運転に必要なハード、ソフト機器の製造が中止されるなど、施設維持に支障をきたす場合
③ 省エネ機器の導入等により維持管理費の軽減が見込まれるなど、ライフサイクルコストの観点から改築することが経済的である場合
④ 高温焼却の新たな導入等により下水汚泥の焼却に伴い発生する一酸化二窒素（N_2O）排出量を削減する場合
⑤ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に規定する「地方公共団体実行計画」に位置づけられ、当該計画の目標達成のために施設機能を向上させる必要がある場合
⑥ 標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる方法より高度な処理方法により放流水質を向上させる場合
⑦ 下水道施設の耐震化を行う場合
⑧ 浸水に対する安全度を向上させる場合
⑨ 下水道施設の耐水化を行う場合
⑩ 樋門等の自動化・無動力化・遠隔化を行う場合
⑪ マンホール蓋浮上防止対策を行う場合
⑫ 合流式下水道を改善する場合

備考 4）改築事業の実施にあたっては、別途、詳細設計等において、効率的な手法等を検討すること。

④ストックマネジメントの導入によるコスト縮減効果

〔管路施設〕

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約　95 百万円 ／ 年	100 年

〔ポンプ施設〕

概ねのコスト縮減額	試算の対象時期
約　388 百万円 ／ 年	100 年

備考）標準耐用年数で全てを改築した場合と比較して、「②施設の管理区分の設定」に基づき健全度・緊急度等や目標耐用年数を基本として改築を実施した場合のコスト縮減額を記載する。